

令和6年度 愛川町放課後児童クラブ利用案内

4月1日からの利用を希望する場合

■受付期間 令和5年11月20日（月）～12月1日（金）

※土・日曜、祝日は受付できません。ただし、11月25日（土）（8時30分～17時00分）のみ、生涯学習課窓口で受付いたします。

■受付時間 午前8時30分～午後5時15分

■受付場所 教育委員会生涯学習課（町役場3階）

■提出書類 ①放課後児童クラブ入所申請書、②児童個別票
③就労（内定）証明書、療養状況申告書など

■決定通知 令和6年1月下旬に通知

【注意】

入所希望者が児童クラブの受け入れ可能人数を超えた場合は、入所をお待ちいただくことがあります。

11月1日からホームページ及び窓口において書類を配付

随時入所の受付

年度途中からの入所については、随時申請を受け付けます。なお、申請時に入所者が児童クラブの定員を超えている場合は、入所をお待ちいただくことになります。

■受付期間 入所希望日の2週間前まで

長期休業時の利用希望の受付

■受付期間 【夏休み】令和6年6月3日（月）～14日（金）

【冬休み】令和6年11月8日（金）～22日（金）

【春休み】令和7年2月7日（金）～21日（金）

■入所期間 【夏休み】令和6年7月中旬（給食終了日以降）～8月31日（土）

【冬休み】令和6年12月中旬（給食終了日以降）～1月7日（火）

【春休み】令和7年3月中旬（給食終了日以降）～3月31日（月）

【注意】

※各クラブの入所状況により、申請いただいても入所できないことがあります。

※保護者の送迎を条件として、定員に達していない他小学校内の児童クラブも利用できます。

1 放課後児童クラブの概要

(1) 児童クラブ

保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間、家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えることにより、児童の健全な育成を図るため、町内各小学校内に「放課後児童クラブ」を開設しています。

(2) 対象児童

本町に住所を有し、小学校に就学している児童であって、保護者の就労、疾病その他の理由により、昼間、家庭において適切な保護が受けられないと認められる家庭の児童

(3) 開所時間及び休所日

- 開所時間 月曜日～金曜日 授業終了後～午後6時30分
- 土曜日 午前8時30分～午後6時30分
- 長期休業日等 午前8時30分～午後6時30分

※早朝育成（土曜日、長期休業日など）：午前8時00分～午前8時30分
「早朝育成」を利用する場合、育成料のほかに早朝育成料（100円／1回）を別途ご負担いただきます。

- 休所日 日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、夏休み期間中の3日間など

(4) 費用（児童一人あたり）

- 育成料 月額 4,000円
（利用月の末日までに納付書払いまたは口座振替で支払い）

- おやつ代 月額 2,000円
（利用月の前月までに児童クラブへ支払い）

※食物アレルギーのある児童については、「おやつ持参」も可能です。

- 早朝育成料 1回 100円
（利用月の翌月に1カ月間の利用分を納付書払いまたは口座振替で支払い）

- 傷害保険料 年額 810円

※育成料の減免制度があります。減免の対象となる場合など、詳しくは生涯学習課にお問合せください。

※育成料、おやつ代は、欠席に応じた日割り計算は行いません。

2 入所の要件と必要書類

(1) 入所要件

- ①同居している成人（「父母」、「祖父母」、「おじ・おば」、「兄弟姉妹」、「内縁の妻・夫」などの18歳以上60歳未満の方）すべての方が就労している、または療養中などであること。
- ②就労の場合は、勤務終了時間が**午後3時以降**であること、**日曜を除いた週3日以上**の勤務であること。
※長期休暇の利用については、「勤務終了時間が午後3時以降である」要件は不要となります。
- ③午後6時30分までにお迎えが可能なこと。
- ④土曜日・長期休業日等においては、午前8時30分（早朝育成の場合は8時）以降に保護者等により引き渡しができること。

【注意】

- ※保護者の疾病や同居の親族等の介護等を理由としての入所期間は、診断書等に基づき教育委員会が入所期間を決定します。
- ※出産を理由とした入所期間は、出産月とその前後2ヶ月の計5ヶ月間です。
- ※求職中を理由とした入所期間は、2ヶ月間で当該年度1回までです。
→入所期間中に就労証明書の提出がない場合は退所となります。
- ※育児休業中の場合は、育児休業期間の初日が属する月の末日までを入所承認期間とします。また、復職に伴う入所申請があった場合は、復職の日の属する月の初日から入所を承認します。ただし、児童が第1学年の場合で、1学期中に復職することが明らかな場合は、4月から入所承認を行います。

(2) 申請に必要な書類

- ①放課後児童クラブ入所申請書（児童1人につき1申請）
- ②児童個別票（児童1人につき1枚）
※障がいや、発達に気になる点がある場合は、状況や必要な配慮について必ずご記入ください。
- ③保護者の就労、疾病などの状況書類（以下参照）
※兄弟姉妹で同時に申請する場合、同居成人分を各1枚で可

| 入所を希望する理由 | 添付書類 |
|---------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 就労している（内定している） | 就労（内定）証明書 ※愛川町放課後児童クラブ入所申請用でないものは受け付けません。 ○ 勤務先で証明を受けてください。 |
| 保護者の病気や障がいのため保育できない | 療養状況申告書 医師の診断書、身体障害者手帳等の写し |
| 学校へ通学している | 学生証または在学証明書の写し （在籍期間があるもの） |

| | |
|------------|-------------------------------|
| 看護・介護をしている | 看護・介護が必要な方の医師の診断書、身体障害者手帳等の写し |
| 妊娠中・産休中のため | 母子手帳の写し（表紙と出産予定日が記載されているページ） |
| 仕事を探している | 求職申告書 |

【注意】必要書類がすべて揃わない場合は受付できません。

※ 同居の方で、年齢が18歳の方は、申請時現在の就労（内定）証明書又は学生証等の写しが必須になりますので、忘れずにご用意ください。また、新しく就労・進学されましたら、そちらでの証明書等を4月末までに提出ください。

（3）必要に応じて提出する書類

①早朝育成利用申請書

早朝育成（8時～8時30分）を利用する方（年度内に1回提出）

②育成料減免申請書

育成料の減額・免除事由に該当する方は、以下の添付書類とあわせて提出してください。

| 減免事由 | 減免額 | 添付資料 |
|----------|---------|------------------|
| 生活保護世帯 | 育成料全額免除 | 「生活保護受給者証」の写し |
| 町民税非課税世帯 | 育成料半額減額 | 「非課税証明書」または「同意書」 |

※減免事由があっても、申請者が減免申請書を提出しないと減免されません。また、さかのぼって減額することはできません。

3 入所承認等について

（1）入所承認について

- ①受付期間内に申請書を提出した方に対して、学年、家庭状況、保護者の就労状況等、審査を行ったうえで結果を通知します。
- ②先着順ではなく、おおむね学年順により入所決定します。
- ③学年が同じ場合には、ひとり親家庭や勤務状況などを審査します。
- ④兄弟姉妹での入所申請、前年度からの継続利用などという事由で入所が優先されることはありません。
- ⑤クラブを利用したことのある児童（兄・姉を含む）の保護者で、育成料等の滞納を続けている（続けていた）場合は、優先順位を下げるなどの措置を取ることがあります。
- ⑥障がい、発達に気になる点がある場合については、個別票に状況や必要な配慮についてご記入ください。

(2) 入所審査の結果（承認・保留）について

入所を承認する場合は、申請者宛てに「入所承認通知書」を郵送します。通知に書かれた期日までに、生涯学習課で入所の手続きを行ってください。

※手続きに必要なもの

おやつ代（4月分）、保険料（1年間分）、利用予定表（4月分）
食物アレルギーに関する同意書（該当者のみ）

入所を保留する場合は、「保留通知書」を郵送します。退所状況に応じて優先順位の高い児童から随時入所承認を行います。

(3) 入所承認の取り消し

次の事項に該当する場合は、入所承認を取り消す場合があります。

- ①対象児童としての要件を欠くに至ったとき
- ②正当な理由によらず欠席が多いとき
- ③育成料（早朝育成料含む）を複数月滞納したとき
- ④放課後児童クラブの運営上支障があると認められるとき
- ⑤入所の申請に虚偽又は不正があったとき

4 児童クラブの利用にあたって

(1) 活動の内容

児童クラブでは、集団生活を通して基本的な生活習慣や生活態度を養うようにすること、遊びなどを通して自主性、社会性及び創造性を養うようにすること、その他児童の健全育成に必要な指導を行います。なお、クラブでは「勉強の時間」を設けていますが、指導員は指導・助言等のお手伝いはしません。宿題等については、ご家庭で必ず確認してください。

(2) 児童の送迎について

児童のお迎えは、原則「保護者」が行ってください。保護者の責任のもと、保護者以外の方がお迎えに来られる場合は、事前にクラブへ申し出てください。申し出がない場合、受け渡しをすることができません。

土曜日及び長期休業中は、必ず保護者が児童クラブの玄関まで児童を送ってください。

(3) クラブの欠席、昼食について

出席予定の日に欠席する場合は、必ず児童クラブへ連絡してください。指導員がいない時間帯は、留守番電話にメッセージを入れてください。事前にわかっている場合は、連絡ノートでも構いません。

学校を欠席する場合には、学校とは別に児童クラブにも必ず連絡をしてください。

土曜日及び長期休業中、学校で給食がない日は、必ずお弁当と水筒を持たせてください。

(4) 学級閉鎖の場合

学級閉鎖または学年・学校閉鎖となったクラス・学年の児童は、期間中は児童クラブを利用することができません。

(5) 運動会や土曜授業の振替休日の場合

児童クラブは、開所します。

午前8時30分から午後6時30分まで（早朝育成：午前8時から）

※土曜日や長期休業中と同じです。必ずお弁当と水筒を持たせてください。

5 災害発生時の対応について

台風などにより、学校が臨時休業になった場合の対応は次のとおりです。

| 学校の対応 | | 児童クラブの対応 |
|-------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------|
| 臨時休業になった場合 | | 休 所 |
| 授業途中で休業 になった場合 | ① 保護者に迎えに来て もらおうと判断した 場合 | 休 所 ※学校で児童の引き渡しを行います |
| | ② 児童を下校させる と判断した場合 | 開 所 ※この場合、給食を食べたあと下校 させるのが基本ですが、給食がな い場合は保護者へ連絡します。 |
| 土曜日、長期休業 中の場合 | 台風の状況に応じて教育委員会が開所・休所を決定します。 ※ 休所する場合は保護者へ連絡します。 | |

6 入所後の各種手続きについて

| 発 生 事 由 | 必 要 な 手 続 き |
|-----------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1ヶ月の全日数を欠席する場合 (例)「7月1か月を休む」「9～10 月を休む」など | 「放課後児童クラブ欠席届」を、 <u>休む月 の前月末日までに提出</u> 。全休する月の育 成料・おやつ代・傷害保険料は免除にな ります。 ※ 提出しなかった場合は、その月の利用 がなかったとしても、育成料・おやつ代が かかります。 |
| 退所する場合 | 「放課後児童クラブ退所届」を、 <u>退所す る月の前月末日までに提出</u> 。 |
| 住所や家族の状況が変わった場合 | 「放課後児童クラブ記載事項変更届」を 提出 |
| 仕事が変わった(辞めた)場合 | 「放課後児童クラブ記載事項変更届」 「就労(内定)証明書」を提出 |
| 児童クラブ利用途中にサッカークラ ブや小学校主催のサマースクールな どの活動に参加する場合 | 「クラブ活動等参加届出書」を提出 |
| 減免理由が消滅した | 「放課後児童クラブ育成料減免理由消滅 書」を提出 |

7 放課後児童クラブ一覧

| 名 称 | 場 所 | 電 話 | 定 員 |
|-----------|------------------|--------------|-----|
| 半原児童クラブ | 半原小学校 1階教室 | 046-281-2010 | 35人 |
| 田代児童クラブ | 田代小学校 2階教室 | 046-281-0068 | 35人 |
| 高峰児童クラブ | 高峰小学校 2階教室 | 046-281-0166 | 35人 |
| 中津児童クラブ | 中津小学校 敷地内専用施設 | 046-285-6100 | 40人 |
| 中津第二児童クラブ | 中津第二小学校 1階教室 | 046-285-6634 | 35人 |
| 菅原児童クラブ | 菅原小学校 敷地内専用施設 | 046-285-6625 | 40人 |



【お問い合わせ】

愛川町教育委員会生涯学習課

046-285-6959

shogaigakusyu@town.aikawa.kanagawa.jp

申請書は町ホームページからもダウンロードできます！

<http://www.town.aikawa.kanagawa.jp/>